

第7回 地方分権改革有識者会議 議事録

開催日時：平成25年10月16日（水） 17:07～19:12

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 地方分権改革の総括と展望について（ヒアリング）
 - 2 国から地方への事務・権限の移譲等について
-

（神野座長） それでは、ただいまから「地方分権改革有識者会議」の第7回の会合を開催いたします。

新藤大臣が官邸で予定より遅れて御公務が続いているようですので、新藤大臣は後ほどお越しいただいた折に御挨拶を頂戴することいたします。

本日もお忙しい中、関口副大臣、さらに伊藤政務官に御出席いただいております。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、小早川座長代理、勢一議員が所用のため御欠席という御連絡をいただいております。ほかの委員の方々は御出席いただいております。

本日は交通が混乱している中、遠くから御出席いただいたこと、感謝する次第です。お手元の議事次第にありますように、本日、議題は2つ準備しております。

一つ目の議題は、前回に引き続きまして「地方分権改革の総括と展望について」のヒアリングをさせていただきます。もう一つの議題は「国から地方への事務・権限の移譲等について」です。前回の会議で古川議員からも御提起があり、また森議員からも御発言がありましたが、農地制度に関する課題に対して今後の進め方を議論していただければと考えています。

それでは、ヒアリングに入りますが、本日は、大きく2つのパーツに分かれています。まず認定特定非営利活動法人日本NPOセンター常務理事・事務局長でいらっしゃる田尻佳史様から15分程度御所見をいただいた後、15分程度質疑応答をさせていただくというのが第1部であり、その後、地方六団体から全体で30分程度御所見を頂戴し、30分程度

質疑あるいは意見交換をさせていただこうと考えております。

初めに、田尻常務理事からお話をお伺いいたします。

田尻常務理事は、先ほど御紹介申し上げたように、日本NPOセンターにおいて、NPOの社会的基盤の強化などに取り組まれていらっしゃいます。

それでは、田尻理事、よろしくお願ひいたします。

(田尻氏) 田尻です。よろしくお願ひいたします。

15分ほど時間をいただきましたが、私自身、地方分権、また地方を研究しているわけではありませぬし、行政で仕事をさせていただいたこともないという意味では、本当に一市民です。最近はその市民が集まって自らの力で社会の課題を何とか解決できないかという取組が広がっていく中で、そのような方々を支援する立場で各地を歩かせていただき、各地の現場の方々の声をお聞きしているということをお本日お伝えできればと考えております。

本日は、3点についてお話しします。

1点目は、地方分権は本当に市民に伝わっているのかという非常にベーシックなところでは。

2点目は、分権が進めば進むほど、市民参加・参画が不可欠な社会になっていくのではないかとことです。これまでの数々の委員会の中の前文等を読んでも、市民がどうかたちで参加しているのかということが非常に重要なポイントになっていくかと思ひます。

3点目が、もう2年半が過ぎましたが、今回の東日本大震災ではたくさんの教訓を我々もいただきました。その中でも地方分権というのは少し関係するのではないかと。この3点についてお話をさせていただければと思ひます。

資料をめくっていただき「2. 地方分権は市民に伝わっているのか？」というところでは。

1つ目は、生活感として地方分権の実感が湧いていないのではないかと。今回、この地方分権改革有識者会議の場でぜひ話をしていただきたいということで話を頂戴してから、各地域に赴く際、地方分権が生活にどのように生かされているかという話を様々な人にぶつけてみました。地方分権というものがどのようなものかわからないという方や、具体的に考えていないという方々が非常に多かったというのが実感です。

同時に、私は仕事上、各地方の県、市町村の方々、行政の方々と話をする機会もいただきますが、その中でお聞きしても、地方分権が市民生活において非常に効果を発揮している、関係していると思ひ方は手を挙げてくださいと申し上げたところ、ほとんど手が挙がらないということがありました。これは非常に手続論的なところがあるので、今回の事例で例えば佐賀県の古川知事がいらっしゃっていますが、国から県に移管されたパスポートの発行についても、市民にとってみると、パスポートセンターがたくさん増えたという程度の感覚であり、分権が進み、このようになってよかったという実感がな

なかなか湧いてこないというのが現状かと考えます。まだまだ始まったところですので、今後、なぜこのように変わったのかというのを調べていくと、我々の生活に非常に影響しているというものがあるのかもしれませんが、この辺がまだまだ弱いのではないかと考えます。

そのような意味では、今回の議論の中で資料も拝見いたしますと、可視化されていない地方分権の効果を、ホームページ等々できちんと公開していこうという計画をされていますので、地域の実情に合わせた行政サービスを行い、それが結果としてはこうなったということが、うまく見える仕組みができればよいと思います。

実際に地域に出向くと、非常に格差が広がっていることを実感します。例えば、私は東京に住んでいますが、先日、私の区では保育所の待機児童が460人ぐらいいるということが発表になりました。待機児童について、東京は非常に多いです。一方で、つい先日、富山や石川といった北陸地方に行く機会があり、話をしてみると、ちょうどこの時期から12月ぐらいに、保育園に預けていない子どもの家でも、保育園の対象になる年齢の子どもがいたら、保育所から電話がかかってきます。来年はぜひうちの保育所に預けてくださいという電話です。それぐらい、このような地域では保育施設が定員割れを起こしています。費用等々に大きく差が出てきます。そのような意味では、同じ日本で生活していても、すぐに預けられない地域と、子どもを集めている施設がある地域もある。国一本の制度ではないという地方分権改革の効果が、このように地域差があるところでぐっと出てくると思います。それがなかなか市民には伝わっていないというように感じます。そういう意味では、可視化をどのようにしていくのが、地方分権をさらに進めていく一つの大きなポイントになるのではないかと考えます。

次のページに移ります。市民の参加、分権を進めていく中で、全てが基礎自治体で対応できるかという、そうとも限りません。そのような意味では、財源も非常に厳しく、地域ニーズも非常に多様化する中で、画一のサービスではなく多様なサービスを提供することが大切です。ただ、多様なサービスを提供するという事は非常にコストがかかりますので、財政難の中でどのようにしていくのかという議論は、この間ずっと、政府でも地域でもなされてきたと思います。

その中で、前民主党政権では「新しい公共」というキーワードで市民活動を活発にすることにより、公のサービスというのは公の機関だけではなく、みんなが考えて、対応していくべきだという方針を出して、その施策も実施しました。

そして、今度は自民政権になり、「共助社会づくり」を打ち出しています。安倍総理の言葉を借りると、これは、全員参加の国づくりという言葉で表現されています。まさに公共なるもの、我々が生活していくような社会的なサービスを、行政や民間企業だけではなく、市民自ら、国民自らがそれを解決していく。まさに自助・共助・公助のうちの共助を強く打ち出すという政策の推進が進んでおります。

私も共助社会づくりの懇談会の末席に座らせていただいて、いろいろな議論をしてお

ります。民主党の時代から自民党の時代にかけて、かれこれ4年、5年、NPOに対する、もしくは市民活動に対する支援策もたくさん打っていただいておりますが、まだまだ入り口のところというのが現状であり、この部分はさらに強く進めていく必要があるのだろうと考えています。

そのような中でも、未だに行政に依存した市民や住民は、何かあれば行政に連絡をとって解決してもらおう、要求は行政に持っていきこうということで、自らが課題解決に取り組むという姿が、地方へ行けば行くほどなかなか見られなくなります。都市部も実はそうです。数が多い、人が多いのでそれが目立たないだけですが、実際に自分たちがアクションを起こすというのはまだまだ少ない。その辺が課題だと考えます。

地方公共団体の職員の方々と話をしても、国に対して何でも要求したり、依存したり、そのような姿勢がまだまだ強いという気がしています。ただ、そればかり言っても何も進みません。そのような状況で、地域のNPOに対する期待値が非常に上がっています。地域課題の解決に向けた取組が、市民主体の活動としてなされているということです。

先ほど申しましたような保育の問題でも、朝子どもが高熱を出すと保育園に預けられない。では、それをどうしたらいいのか。特に共働き世代の多い都市部などでは、どちらかの親が休まないといけないというのが頻繁に続きます。そのようなときに、病気になったときだけ預かりますよというようなサービスもNPOで創出したものです。また、教育の分野についても言われていますが、学校にうまくなじめず通い続けられないという子どもたちに対するサービスが公的にはなかなかありません。そういう子どもたちのためのフリースクールを展開しているNPOもあります。最近は学校だけではなく、学校を卒業した後、就職できないという若者も非常にたくさん増えています。それに対し、何とか社会的な居場所を作ろうというような事例もあります。そのような子どもや高齢者、そして障害を持っている方々といった援助を必要とする方々それぞれに向けた細やかなサービスをNPOは探っています。また我々が生活する上での重要な環境の問題等に関しても、2年前に起きた震災の復興という目的を持って、一人一人の力ではなかなか解決できない問題のために、非常に多くの市民が組織を作って、安定した、継続的な活動を提供していこうという動きが広がっています。

ただ、NPOの弱さとして、行政と違い、広域的な課題についてはなかなか対応し切れません。そういう意味で、個別の活動としての点がたくさん集まることにより、広域的、すなわち面的に対応をしていこうという機運が高まっています。NPO間のネットワークが必要だと言われるのはこのあたりです。反対に、行政や企業ではやらないような小さな課題、もしくは行政のように、一律公平で担保していかないといけないサービスでは対応し切れない、非常に小さな課題というものに対して取り組んでいくというのが、NPOの一つの強みかもしれないとも考えます。

このようにニーズの多様化の中で、NPOに対する期待が大きくなっています。例えば

被災地では、1年以上仮設住宅での生活が続いています。最近はニュース等マスメディアの報道も非常に減りましたが、課題は非常に多様化しています。家は与えられたが、これから生きていく希望がなかなか持てないと、家に閉じこもりっきりの方々がいます。そこに訪問するような仕組みも今、行政で作られ、地方公共団体の方が定期的に訪問されていますが、これは非常に難しい活動です。訪問しても、住民の方に扉を開けてもらえないという事態が起こるわけです。私は元気にやっていますと言われると、それ以上ここを開けて顔を見せてくださいとはなかなか言えません。

それをどうしたらいいのかというところで、その地域で同じように訪問活動をする団体は、例えばお弁当のような、介在するものを持っていくことにより、扉を少し開けてもらいます。そうすると、それを差し上げるためには扉を開けてもらわなければならない、開けてもらおうと顔が見え、元気にしているか、家の中が少しのぞけて大丈夫なのかという確認もできます。そういう様々な工夫がなされているという意味で、多様な復興の支援において、NPOが必要だということです。

各基礎自治体でもNPOの必要性が指摘されるようになってきましたが、法律もNPO法が1998年にでき、現在4万8,000を超えるNPO法人が存在します。この度の震災を受けて、2012年には大きな改正がありました。これも実は地方分権に合わせた法改正でした。もともと47都道府県と内閣府で認証していこうということで進んできましたが、実際にはNPOというのは非常に狭い範囲の地域で活動しています。県が見てもその団体がきちんと活動をしているのかどうかも分からないので、そのような業務、事務をできるだけ市町村に近いところに持っていこうという話が出てきます。そして、国が見ても、佐賀県だとか富山県のNPOのことはよくわからないので、内閣府は認証をやめて各都道府県にお任せしましょうと、どんどんと地域におりていく。それと同時に、今回の改正で非常に大きかったのは、地域ごとの条例により、特例支援を定めたり、税制優遇を受けたりすることができるようになったことです。

ただ、これはなかなか進んでいないというのが現状です。なかなか進んでいないと言っても、実を言うと全国の統計データがありません。どこの県、どこの市がその地域に合った条例を作っているかという統計データが、残念ながら内閣府にもありません。数が分からないのですが、各都道府県のホームページ等々を見ていきますと数が出てきます。そして、例えば、もともとNPO法人が多く、NPOの推進には非常に力を入れてきた神奈川県ホームページを見ますと、33の市町村がありますが、そのうち特例支援など、地域に合わせた形での条例を作っているところは3分の1の11しかありません。これを全国約1,700の市町村に当てはめてみると、神奈川で3分の1ですから、500にも満たないだろうと推察されます。そのような意味では、せっかく大きな枠組みができて、市町村ごとに作るNPO法人の活動を後押しする条例はまだまだできていない、重点課題に対する取組が進んでいないというのが現状です。

と同時に、残念ながら、条例を制定していても、県と同じ条件で認めるという市町村

が多い。そういう意味では、地域の独自性というのはなかなか発揮されていない。地方分権が進んでいく中で、うちの地域は高齢者が非常に多く、その対策に取り組む団体に対しては税制優遇を当てはめるとか、子どもの課題があるので、それに取り組む団体に対して補助を行うとか、ピントを絞ると非常に分かりやすく、見えやすいですし、分権改革の効果が分かりやすく出てきます。しかし、なかなかその段階に到達していないというのが現状です。

3番目が、市民活動の参画が不可欠な社会にするということです。

官民の連携をしていこうということで、各地で市民活動を進めていただいています。各地域でも良い例というのがたくさん出てきてはいますが、一方で、まだまだ課題もあります。地域がNPOと一緒にやることによってできた非常に創造的でおもしろい取組の例もたくさんあります。しかし、見ていきますと、多くは非常に補完的なものです。

例えば、指定管理者制度というのも一つの分権の特徴かもしれませんが、国の制度自体は非常に緩やかに作ってある場合がほとんどですが、県や市が条例を作る際に、非常に事細かく作ってしまいます。例えば、体育館の指定管理を民間に委託するという話になったときに、プールを利用するなら200円、体育館を利用するなら500円と、値段設定まで全て条例の中に書き込みます。そうすると、民間が入ることで得られるはずの効果が、なかなか出てこない状況になってしまうというように、民間の利点を生かせないという形になっています。値段が上がっても利用者が増える、もしくはそれを利用して喜んでもらえる市民が増えるということであればいいのですが、従来の仕組みと全く同じまま渡されているというようなものがあります。

一方で、民間の利点を生かしている事例として、貧困支援の取組の例があります。山梨県が非常に面白い取組をされています。フードバンクという団体があります。スーパーなどに陳列される商品には賞味期限が書かれていますが、賞味期限が翌日で切れるような商品は置いていません。大体1カ月前ぐらいで陳列から外されていきます。それはどうされるかというと、処分されるケースが多い。そのような余剰食品を協力して集め、それを社会的貧困層と言われる人たちに渡していこうという取組を行っているのがフードバンクです。フードバンクの取組は各地で展開されています。その中で山梨県は、少し工夫をされています。生活保護を受けるとなると、車や携帯電話はだめなどという、いろいろな制約が出てきます。山梨県のように、一般交通が発達していないような地域で車がなくなってしまうと、就職活動もできません。そこで、このような余剰食品を配布することで、生活をつないでいくことにより、その人たちを助けられないかということで配布を実施したところ、年々生活保護を受けずに、再就職できたという人が増えてきているという状況があります。

このことにより、地方公共団体が負担をしなけりばならなかった、生活保護費の負担が非常に浮いたこととなります。人が資源を集めたり配ったりして循環させることで、いい効果が出ている。これはもともと山梨市のとあるフードバンクが始めたのですが、

現在は、山梨県下の市で多くの団体が、そのフードバンクと組んで実施しています。このように、協働によって、実際にお金に換算するとかなり莫大な予算削減ができるような事例もあります。

ですから、今後交付金として地方に出していくことが厳しければ、そのような協働の事業を多く創っていけるように、国が後押しをしていく必要があるのではないかと。それは仕組みであったり、制度であったりするのですが、職員の研修というのも非常に重要だと考えております。

最後です。これは少し付け足した部分もありますが、災害時に対応できる仕組みの必要性についてです。東日本における地方分権の課題とも関連がありますが、私も震災直後から現地に入っていました。

その中で、悲しいことに工夫よりも、地域の権限が優先されたという事例がたくさんあります。地方分権には工夫が必要だということはたくさん書かれていますが、実際には、第一次避難所に全く食事の供給がなされなかったということが山のようにあります。阪神淡路大震災のときですら2～3日遅れたものの、それ以降は定期的に毎日3食、食事の供給を行政がしていたのですが、この度の震災では、全く数カ月もの間、行政による食事の供給がないという地域もありました。ここはすべて民間が支えたところです。

また、様々な情報が全く公開されず、対応のばらつきもありました。そのような意味では、地方分権というのは地域ごとの権限ですから、そこが決めていけばいいという意味ではありますが、一方で、このような非常事態に一律のサービスが提供できませんでした。今回、義援金に関しては、共同募金様、日赤様が非常に頑張っている様子でした。本来ならば、義援金は県単位で配分されるものです。ですから、今回も本来ならそれぞれの県の権限、委員会の権限で、それぞれに幾ら出すかというのを決めるのですが、それをすると非常に不公平感が起こる可能性があるということで、今回は3県合わせたのです。そういう工夫を民間の場合はしたところが、行政においてはなかなか工夫されなかったということが問題です。地方分権によって、復興自体が遅れてしまったというところがあるのではないかと思います。そのような意味では、今後たくさんの災害を考えたときに、緊急時に備えた行政間の連携の強化が必要になるのではないのでしょうか。多様な前例が反映される仕組みをどう創るか。必要に応じて連携する機関を、国が作るということも必要だと考えています。

時間が来ましたので早口でございましたが、御清聴ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

NPO活動を通じた市民の視点から、地方分権の課題を御指摘いただきました。

それでは、御質問がございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

柏木議員、どうぞ。

(柏木議員) お話、ありがとうございました。現状で起こっている問題点等々を含め、現場にかかわっておられるので、非常にわかりやすい御説明をいただきました。

その中で、資料の3.②のところで、このような課題の中で、いわゆる分権の実態が進まない一つの例として、NPO法を条例等に置き替えることが進んでいないという御指摘で、分権そのものは本来、上の組織が行うよりも、実態の分かっている地方公共団体が行うことによりサービスの質が担保されたりスピードが上がっていったりするだろうという前提の中でやっているわけですが、例えばNPOの条例化なり独自性が進まない原因のようなところを、逆の立場から御覧になると、どの辺にそのあたりのギャップが生じていると田尻様はお考えでしょうか。そのあたりのところを教えていただければと思います。

(神野座長) お願いできますか。

(田尻氏) 誤解を恐れず申し上げますと、立案をする地方公共団体の職員の方々が、特定のテーマに限定した条例をつくるということを警戒される例があります。平等性を気にされますので、環境の分野だけ行くと、福祉の分野の方々からも何か言ってくるのではないとか、そういうところで大体止まるケースが非常に多いということです。

そういうことを言ってくるのは、市民の方々の声もあるのですが、実は議会であったりするのです。そのあたりでどうしても議論が止まってしまう感じがします。それが一番大きな原因です。県が同様の条例を作っている市町村は、県に準ずる条例を作るケースが非常に多いです。というのは、どうしても独自性、地域性を盛り込むリスクを回避したいという思いが強いからだと思います。しかし、そのような法律や条例を作りなさいと首長から言われると、そのとおりにになってしまうというようなことがあるかなと思います。そういう意味では、千葉県の子通市が行っている、「1%支援制度」ということで住民税の1%を自分の好きな団体に寄附できるという仕組みと同じようなものを、全国で10カ所ぐらい実施しています。そういう独自の条例が生まれてくるといいのですが、ただ、その制度においても、どの団体に寄付するかを選ぶというのは、外部委員を入れるなどして、質を担保しないとなかなかできないというのが現状かと考えます。

(柏木議員) 今のお話、非常によく分かるところがありますが、個別条例の中身に入る一方で、例えば地方公共団体を貫く優先すべきビジョンなど、そのようなものがあると条例の独自性がより生かされるのではないかというふうに理解してよろしいでしょうか。

(田尻氏) そうです。そういうものが1つあればよいと思います。ただ、よりどころがないと、皆様、自由にやってくださいといっても、なかなかできない仕組みになっているというのが今までの国の設計ですから、いきなり自由にどうぞやってくださいといっても、これもやります、あれもやりますなどということが出てくる地域は非常に少ない。これは震災の復興を見ているとそうです。あれだけのお金が動いて、あれだけの被害に遭われて、もっと地域の独自性が出てきてもいいのですが、なかなかそういうものが出てこないというのが、非常にそれを表していると思います。

(神野座長) どうぞ。

(古川議員) ありがとうございます。佐賀県は、こうしたNPOや市民活動、県民活動とともに施策を行っていくということを今の県政の柱にしており、田尻様のところにもいろいろお世話になり、職員を研修に出すといったことも行っているところです。特例条例も、我々とはとにかく目いっぱいできるところを行っているところです。それを行っていったのは、こうしたことをやりますと言っても反対の声が上がってこないのです。だったら、うちも入れろとか、もっと言ってほしいのですが、残念なことにずっと通ってしまいました。ずっと通るといえるのは、もともと地域社会の中にさざ波が立っていないので、制度を作っても、なかなか、それを使おうという話になっていかないということです。もっと論議が起きてくると、それを通じて皆様に関心を持っていただけるのということに非常に感じているところです。

その意味で、最初におっしゃった、可視化しないといけない、見えてくると自分たちで決められるのだ、ということが理解できてきます。そうすると、こんなことをできないのかという話がたくさん来るといえることだろうと思いました。この有識者会議のテーマとして、地方分権改革の成果を見えるようにしていくということがありますが、まさにその必要性を感じました。

ちなみに佐賀県、特に佐賀市などはパスポートを4日を出しています。もともと県庁でしか発行できなかったものを市町村でできるようになったことは、地方分権のおかげです。そもそも住民票というのは市町村の役場でとるのに、パスポートの発行はなぜいちいち県まで来なければいけないのかというのは前々から疑問で仕方ありませんでした。そのようなこともあり、佐賀県は市町村の窓口に行って手続きをすると、一番早いところで4日、遅いところでも5日でパスポートがとれるようにしました。

それはそれで、なぜできるのかとよく聞かれます。話し出すと長いのですが、パスポートは1週間かかる、県の窓口やパスポートセンターに行かなければ発行できないという固定観念は、改革をやってみると打ち破れるものだなと感じました。そういういろいろな実例を作っていかなければならないということを改めて感じたところです。ありがとうございました。

(神野座長) 新藤大臣がお見えですので、少しお時間をいただいて、お言葉を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

(新藤大臣) 田尻先生、本日は大変お忙しいところありがとうございました。

議員の先生方にも、毎回お時間を頂戴して本当に恐縮に存じます。感謝申し上げます。

地方分権改革の総括と展望についてのヒアリングをきちんと進めながら、地方分権改革の新しい形をつくっていただきたいと考えています。

農地に関する制度については、もう少し踏み込んだ議論をしても良いかと思っておりますので、後半でその議論も進めていただければありがたいと思います。現在、この有識者会議を中心にどんどんとすばらしい成果が挙がっているところであり、楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

田尻常務理事から先ほどの古川議員の御発言に何かコメントがあればお願いいたします。よろしいですか。

(田尻氏) 古川議員のおっしゃるとおりです。

(神野座長) ほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、時間の関係もございしますので、この辺で打ち切らせていただきます。田尻常務理事には大変有益な御所見を頂戴し、感謝申し上げる次第です。有識者会議でもこれを咀嚼^{しぐく}して議論を深めていきたいと考えています。どうもありがとうございました。

(田尻氏) どうもありがとうございました。

(田尻佳史氏退室)

(地方六団体関係者入室)

(神野座長) それでは、冒頭にもお話し申し上げましたように、引き続いて地方六団体の方々からお話を頂戴いたします。

本日、地方六団体からは、全国知事会から飯泉嘉門徳島県知事、全国市長会から石垣正夫岡山県新見市長、全国町村会から渡邊廣吉新潟県聖籠町長、全国都道府県議会議長会から会長を務められている水本勝規香川県議会議長、全国市議会議長会から会長を務められている佐藤祐文横浜市議会議長、全国町村議会議長会から会長を務められている蓬清二香川県直島町議会議長にお越しいただいております。

それでは、皆様それぞれから順番に御発言を頂戴し、六団体まとめて30分程度で御発表いただいた上で、30分程度意見交換をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

では、飯泉知事からお願いします。

(飯泉知事) それでは、よろしくお願ひします。全国知事会副会長の徳島県知事、飯泉嘉門です。

徳島県の資料を御覧いただきたいと思ひます。全部で4枚となっております。

表紙をめくっていただき、3点御説明申し上げます。

最初に、地方分権改革、この「20年」の成果ということですが、まずは平成8年からの第1次地方分権改革ですが、ここでは地方を縛っておりました機関委任事務が廃止となりました。そして、権限移譲についても、例えば少人数学級、また民有林に関する「保安林」の指定等があります。現在では各都道府県の職員も元からの自治事務ではないかと思うほど定着をしてきているところです。また、一番国民に近い市町村に権限を移譲していこうというのが一番の目的という中で、権限移譲が進んだ法律は延べ2,713にも上るところです。

次に、第2期として考えるのが、三位一体改革です。これについては、地方は補助金が要らないのかということで、マスコミなどにもセンセーショナルに扱っていただきました。また、3兆円の基幹税による税源移譲も画期的なことでした。しかし、我々は三

本目の矢で大変痛い思いをし、5.1兆円の交付税をばさっと切られました。

しかし、この中で非常に大きな成果として、国と地方の協議の場が初めて開かれたことがあります。なんと14回にわたって開催していただくことになり、その後の法定化に大きく歩みを進めることになります。

3番目として第2次地方分権改革以降ということで、例えば3次にわたる一括法による義務付け・枠付けの見直しが大いに進んだところですし、また23年には、国と地方の協議の場がついに法制化をされたところです。

このときには、国から、都道府県では少し権限移譲の対象としては小さすぎるのではないかという受け皿議論が大いに出されました。そこで、例えば地方自治法でも定められている広域連合といったものが作れないだろうかということが議論されました。これに対して、関西あるいは四国、また九州がこれに呼応する動きの中で、現在、具体的にできたのが関西広域連合のみとなっているところです。

こうした進化を遂げてきたわけですが、まだまだ地域のことは地域で決めるという地方分権の歩みは道半ばではないだろうかと考えており、ではどういったところに課題があるのかが次の段階の議論となります。

次は、地方分権改革の残された課題について、分野ごとにお話を申し上げます。

まず、福祉分野についてです。ここには特に福祉施設、従来は厚生省時代、しばしば我々地方は「ああせい厚生省」とも揶揄をさせていただきました。とにかく箸の上げ下ろしまで指示されてしまうということだったのですが、この分野も大いに分権化が進みました。しかし、この中においても、職員の数や、居室の面積などについては、従うべき基準という形で結果として非常に自由度が低くなっているのが現状です。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば民間保育所における給食を外部から入れるアウトソーシングや、介護保険施設と障害者支援施設はともに重複的なところがあるわけですので、合理的に考えれば一体的に行っていくのが今後の方向となるわけですが、これまで別々に整備をせよということになっています。

そこで、義務付け・枠付けの見直しについては、規律密度を最低限にさせていただき、効果的、効率的な形になるよう、いわゆる現場目線に立った形で進めていただきたいと思います。また、土地利用規制、この場合にはよく農地法が挙げられますが、土地利用についてなかなか農地転用が進まないということで、民間ベースが入ってきても、どうしても難しいのでやめようということになってしまうことも多く、余りにも処理に時間がかかるといった問題点があります。

例えば耕作放棄地対策は全国で取り組む課題とされています。その唯一の処方箋の一つとも言われますのが、自然エネルギーを導入することです。例えばソーラー発電を農業と一体的に行うということですが、こここのところも一部規制緩和が進んだところではあるとはいえ、具体的な形で、特に民間ベースに乗るスピード感で処理することはなかなか難しいものがあります。ぜひ農地転用についても、現状に即した形での更なる権限

移譲を行っていただきたいと考えます。

また、直轄の国道・河川についてですが、ここは全てということではなく、あくまでも手上げ方式としてモデル的なケースとして行ってはどうだろうかということです。ただ、この際には、あくまでも財源フレームを具体的にお示しいただいた上で、その権限を移譲するという形をとっていただきたいと考えます。

次のページ、中小企業支援の関係についてです。ここでは「空飛ぶ補助金」と呼ばれるものについて話をいたします。一般財源化は、三位一体改革のときもしばしばテーマとなったところで、いわゆる地方支分部局によって、その一般財源化を回避するために、あえて直接市町村あるいは都道府県に補助金を下ろさずに、民間団体のほうに下ろしていくということが行われています。そうすると、一般財源化の対象から外れることになります。こうした経緯があり、特に中小企業支援について直接企業に地方支分部局から補助金を送ってしまうということが生じます。しかし、結果としてフォローアップは都道府県なり市町村が行わなければならないので、こうした補助金については都道府県、市町村を通す形をとっていただき、連携を進めていくという形のほうが、より現実に即したものとなると考えております。

また、ハローワークについては、こちらでも専門部会を設けていただき、具体的に進めていただいております。その意味で、ハローワークについては、現在、埼玉、佐賀でモデルケースを行っていますが、その成果を早く取りまとめていただくとともに、その間に希望する地方公共団体に対して、より国の情報が的確に利用できる環境整備をするというような法的な位置付けを行っていただきたいと考えます。

もう一つは、地域交通関係で、旅客自動車運送事業に関する点です。特に過疎エリアについては公共交通機関の整備ができないところでして、いわゆる交通弱者と言われる高齢者や障害者など、こうした方々の移動手段をそれぞれの地域に合った規模・種類の車両で行わせていただく弾力的な対応をぜひお願いしたいと考えます。

そして、国と地方の協議の場についてです。先ほども申し上げたように、三位一体改革のときの大きな成果の一つであり、現在では法制化がなされているところで、ぜひ我々としては、これをさらに深化させていただきたいと考えます。

具体的に申し上げていきますと、地方税財政や社会保障、また統治機構改革といった大きな国と地方を通ずる分野について、それぞれの担当大臣がトップとなる分科会形式をぜひ導入し、常設的に議論を進めさせていただきたいと考えます。

同時に、我々地方側から見ますと、国と地方の協議の場は、まだ制度として不完全だと考えております。それはなぜかというと、地方側からの開催要請に対しての国の応諾義務が課されていません。ぜひこうした点について、国と地方がお互いに大きな課題を最初の段階からともに手を組んで行っていき、現場目線での制度が進められるようにぜひお願いしたい。

右下のところにありますように、大きな国と地方の課題としてマイナンバー法がいよ

いよスタートを切りました。こちらについては、私が全国知事会を代表して加わらせていただいておりますが、国と地方の協議の場を行う前提として、事務レベルでの国と地方の協議が進められております。こうした形でぜひ事務レベルでの対応をさらに掘り下げてお願いしたい。

最後に、3番目の今後の展望についてです。目指すべき方向は真の分権型社会の実現です。そこで、国の出先機関改革については、平成20年の地方分権改革推進委員会の第2次勧告、具体的には、この国の出先機関改革に道筋をつけていただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、先行モデルとして地域限定で、あるいは事務を限定していただき、まさにモデルケースとして進めていただきたいと思います。また、実際に地方分権を進め、自立をしていくためには、税源の地方への移譲が不可欠となってきます。我々は三位一体改革で大変痛い思いをしたところですが、税財政の充実をぜひよろしくお願いしたい。

そこで、方向性としては、今、どちらかといえば、都市部と地方部との対決とも言われています。地方法人特別税のような暫定的なものではなく、あくまでも将来にわたって安定的かつ偏在性の少ない地方税財政制度の確立をお願いしたい。

また、地方独自の条例につき、特に立法政策上の限界を申し上げます。法定外税が制定され、これも分権一括法などの中の成果であったわけですが、例えば遊漁税とか、東京に宿泊する際にホテル税ということでの宿泊税が課されます。こうしたものが事例となり、さらに法定外税は膨らんでいくのではないかという期待がなされたところでした。しかし、神奈川県が臨時特例企業税の条例を制定したところ、これが最高裁の判決で地方税法違反だという判定を受けてしまいました。この判決によって、一気に逆転して、法定外税はなかなか難しいのではないかというのが、現在ほとんどの地方公共団体としての意見となったところですが、ぜひ方向性として、今後分権改革の大きな障壁となる立法面での課題について、十分な議論をしていただき、より具体的に活用できるような制度に改定していただきたいと思います。

最後となりますが、地方自治に関する憲法問題についてです。平成13年の地方分権推進委員会最終報告の中に、憲法第92条、いわゆる地方自治の本旨が余りにも抽象的ではないか、それをもっと具体的にし、そして地方分権型の社会、その制度の保障をしっかりと位置付けたらどうだろうかという方向が示されております。

安倍総理にも憲法の改正の問題について取り上げていただいておりますが、地方分権について、我々地方からすると、地方自治の本旨が余りにも抽象的過ぎます。国と地方の協議の場もできたわけですが、それもまだまだ完全でなく、この問題点も恐らくそこに源、根源があるのではないかということです。既に徳島においても憲法問題について、特に地方自治の関係について研究会を立ち上げており、積極的に提言をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

石垣市長、お願いいたします。

(石垣市長) 全国市長会の相談役を務めております、新見市長の石垣です。

このたび、都市自治体の意見を聞いていただく場を設けていただき、本当にありがとうございます。時間の関係もありますので、新見市における取組も含め、ポイントを絞って発言させていただきます。

まず、第1次分権改革に対する評価についてです。第1次改革の最大の成果は、機関委任事務の廃止と国の関与のルール化です。これにより、国と地方が対等、協力の関係になるなど、我が国の地方自治制度の大転換を図る画期的な成果であると考えています。

条例による事務処理特例制度の創設も、極めて大きな成果と考えています。新見市では、これを積極的に活用し、県から70を超える事務・権限の移譲を受け、住民の利便性の向上、事務処理の迅速化、住民の意向に基づく総合的なまちづくりなど、大きな成果を上げているところです。

新見市の事例を具体的に申し上げますと、社会福祉事業の開始の許可等、8事務について、県から社会福祉パッケージとして権限移譲を受け、社会福祉施設の管理運営指導等の業務を行っています。地域の状況、法人や施設の実態を十分理解した市が指導監査業務を行うということにより、適切かつ継続的な指導が可能となっています。

建築確認申請などにかかわる建築申請のパッケージでの移譲を受けることにより、市において事務処理が完了するまで大幅な時間の短縮となり、届出をした人の利便性が大きく向上したところです。

次に、第2次地方分権改革についてですが、第2次改革における最大のポイントは、地方分権改革推進委員会において、詳細に事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを勧告していただいたことと、国と地方の協議の場が法制化されたことです。地方分権改革推進委員会等の勧告による改革については、委員会では地方の意見を多く取り入れていただき、また関係府省から異論のある事項も勧告に盛り込んでいただくなど、大いに評価しているところです。

これまで3次にわたる一括法が制定されましたが、委員会の詳細にわたる勧告がなければ今日の改革はなかったものと考えています。特に、都市計画の分野においては、大胆な権限移譲が進むとともに、国による関与の大幅な縮減が図られるなど、大きな成果が上がったところです。新見市においても、第1次一括法施行により、公営住宅の入居に関して裁量階層世帯基準において、その条件を小学校入学前から中学校卒業までに緩和する条例改正を行い、岡山県の中でも先駆的に取り組み、子育て支援の充実に貢献したところです。

このような成果がある一方で、全国市長会が強く求めている農地転用許可権限の移譲などについては未だ実現しておらず、また施設公物設置管理基準についても条例委任が進みましたが、国の定める条例制定基準が従うべき基準となったものがあるなど、未だ課題が残されたままです。また、義務付け・枠付けの見直しについても、同意を要する

協議が「協議」に見直されましたが、実際は同意という行為が無くなっただけで、同意を要する協議のときと同様な時間、労力がかかっているのが現状です。

新見市においても、転用許可事務に関し、平成19年4月以降県知事から許可権限を市に移譲されていますが、許可に関して県農業委員会へ諮問し、意見を求めることになっています。その結果、事務処理に関し、1カ月以上の期間を要している状況です。農地転用事務は都市計画関係事務との整合性も図りながら、地域の実情に即した事務処理を迅速に行うことにより利便性を図ることが関与の縮減の目的であり、その効果を出すためには、実際の運用面において改革も必要であると考えています。

また、もう一つの大きな成果ですが、国と地方の協議の場の法制化については、長年地方六団体が強く求めていたものであり、国の施策の企画立案段階から地方との協議を行い、その意見を反映させるようになったことは、大いに評価しているところです。特に平成23年度の社会保障と税の一体改革の協議において、消費税率の引き上げ分の国・地方の配分について協議が調ったことは、これまでにない画期的な成果であると考えています。

しかしながら、先般の地方公務員給与の削減要請については、協議の場が一度しか開催されず、地方側と協議を尽くさないまま、地方交付税が地方公務員の給与削減のために用いられたことは非常に残念に思っております。法律上位置付けられた協議の場ですので、これを国・地方間で真摯な協議を行う場として定着させるためには、その適切な運用につき、改善するよう国と地方双方の関係者が今後において努力する必要があると考えております。

また、平成18年の地方自治法の一部改正により創設された地方六団体に対する各大臣からの事前の情報提供の仕組みについても、地方側が事前に制度改正などに関わる国の意向が把握できるようになりました。以前、私は全国市長会の行政委員会委員長を務めていましたが、委員会において議論が活発化するなど、効果が実感できるようになったところであり、有効な制度と考えています。

次に、国において取り組むべき課題等を申し上げると、今次の改革における検討審議は主に地方側の支障事例に基づいて進められてきたところです。しかし、有識者会議において取りまとめられた、「個性を活かし自立した地方をつくるために」では、ポイントとして、住民の思いを大切に作る基礎自治体の考え方を汲み取る、そして地域の元気をつくるという、より積極的、能動的な視点から議論を進めていく姿勢を示していただいています。

我々としても、この方針に大いに賛同するとともに、大きな期待を抱いているところです。お手元にお配りしていますが、全国市長会では、この視点に基づき改革を進めていく観点から、去る7月に「地域の元気創造・活性化のために」と題する提言を取りまとめたところです。この中で、残された改革のうち、農地関係を初めとする主要4事項について、現状や見直すべき事項及びその効果を示しております。

いずれも今次の改革において検討がなされた事項ですが、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりをすることが可能となるために必要な改革です。また、第30次地方制度調査会答申で示された指定都市への事務・権限の移譲についても進める方向で検討を行うべきです。ぜひとも有識者会議において、これらの改革について御協議をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

最後にもう一件、新見市における取組事例を紹介させていただきます。私は、以前から自分たちの地域のことは自分たちで行うという地方分権改革の推進について、積極的に取り組んでまいりました。その中でも特に市民生活に密着した関連する県道管理について、改良や修繕等の維持管理に関する県の対応に大きな不満を抱いておりました。そこで、道路法第17条第2項の規定により、県と協議を行い、平成18年度から本市の管内の県道について管理移管を受け、地域の実情や市民のニーズに合った対応を迅速に行っているところです。この移管を受けたことにより、工事費単価の大幅な軽減ができ、その軽減分を活用して事業量が増加しております。また、スピーディーな対応ができるようになり、市民には大変喜んでいただいているところです。今後も、道路・河川管理等の移管を図るとともに、その財源の確保を合わせて行うなど、より一層の地方分権の推進のために先駆的に取り組んでいきたいと考えていますので、どうか地方の声を反映していただくよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、渡邊町長、お願いいたします。

(渡邊町長) 全国町村会の調査委員会の委員を務めています、新潟県聖籠町長の渡邊と申します。

初めに、地方分権改革について多大なる御尽力をいただいております、新藤大臣を初め議員の方々に敬意を表します。また、本日、このような機会を与えていただきましたことに対して、感謝を申し上げます。

早速ですが、新潟県における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大並びに事務・権限の移譲に関する資料を用意させていただきましたが、これは具体的な事務事業の新潟県内における実態です。それと、聖籠町で条例制定した内容等について資料として出させていただきます。その状況について、特に町村を中心にお話をさせていただきます。

初めに、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大についてです。第1次一括法では介護保険法の介護予防サービスの従業員数、設備、運営基準等、6つの法律で地域の実情に応じた基準を設定する際には、条例制定が必要とされました。

また、第2次一括法においても、社会教育法の公民館運営審議会の委員の基準等、14の法律で条例制定が必要とされました。法施行による条例制定の経過措置期間が平成25年3月31日に終了しましたが、新潟県内、町村において、経過措置期間内に必要な条例

の制定は全て終えている状況です。

聖籠町では、資料1ページに書いてありますが、第1次一括法の義務付け・枠付けの見直しでは道路法における道路標識の寸法等に係る基準について、第2次一括法の義務付け・枠付けの見直しでは、介護保険法における居室の定員等や都市公園法における住民1人当たりの都市公園の敷地面積基準などについて4条例で国の基準によらない独自の基準を条例で制定したところです。それは資料の2ページに書いています。なお、本県の関川村でも一部独自の基準を設けましたが、他の町村では全て国の基準のとおりと伺っております。

いずれにしましても、町村ごとにそれぞれ地域の実情や住民のニーズ等を考慮した結果であろうと推察しているところです。

次に、事務権限の移譲についてです。

第2次一括法では、市町村に対し56項目が移譲対象となりましたが、このうち本県町村では町または字の区域の新設等の届出、未熟児の訪問指導、都市計画の決定など10項目が対象となったところです。当然のことながら、移譲を受けた事務についてはそれぞれの町村において適正に事務を進めています。資料の3ページ、7番にあるように、農地等の権限、移動の許可が県から市町村農業委員会に移譲されたことにより、1カ月の期間を要していた期間が大幅に短縮されたことなど、いわゆる住民の利便性の向上や事務処理の迅速化などが図られたものと考えています。

一方、御案内のとおり、基礎自治体への権限移譲については、地方自治法252条17の2を根拠とした事務処理特例による県から市町村への任意の移譲があります。これについては資料にも書いてありますが、新潟県においては平成18年度から計画的に進めてきており、現にパスポート発給事務のほか、第2次一括法で法定移譲の対象となった未熟児の訪問指導なども対象とされ、順次権限移譲が行われてきたところです。

県の計画では、移譲対象260項目の中から、権限移譲を推進する観点で60項目を「おすすめメニュー」として選定し、市町村に検討を依頼しています。例えば火薬類取締法に基づく煙火の使用許可に関する事務や、貯水槽、貯水施設に関する事務など、相当数の市町村で移譲が進んでいる項目について、さらに町村へと拡大する、あるいは市に法定事務として移譲した事務について町村へも波及させていくという取組が新潟県では現在行われているところです。これは資料の4ページに書いてあります。これらの取組を受けて、市町村では検討を継続していますが、一つ一つの項目を見ていくと、10の町村で移譲がまちまちの実態があります。これは、それぞれの首長のスタンスによるものが大きいと考えられますが、町村によっては事務の件数が極めて少なく、そのためにわざわざ町村の事務として受け入れることに抵抗があることも一因かと思えます。これは全国津々浦々、町村の人口規模等、また地域性など地域の実態があるわけで、資料の5ページ、6ページに書いてあります。いずれにしても、住民や地域の実情に精通しているのは基礎自治体です。これを念頭に、住民の利便性の向上、職員を初めとした受入れ

態勢、近隣市町村の状況等を考慮して判断すべきと考えます。

終わりに、政府においては、安倍総理を本部長とする地方分権改革推進本部を設置し、内閣を挙げて地方分権改革に取り組む姿勢を明確にしています。地方としても強く期待しています。町村としても、地方分権改革の成果を有効に活用するとともに、個性を活かし、自立した地方をつくるため、今後とも地方分権改革を着実に進めていくことが重要と認識しています。特に、2000年に提示された分権一括法、地方と国の対等な立場、またはパートナーシップという基本理念、精神がありますが、それが確実に進み、その成果が今日に至っています。そういう意味からも、この地方分権改革を今後も国主導によって推進していくことが大切であると理解しています。

また、10月11日の第6回地方分権改革有識者会議において、全国町村会、全国知事会、全国市長会の3団体名で、農地制度に係る支障事例の報告書を提出したと伝え聞いています。農村の土地の多くを占める農地の土地利用については、農場振興地域の整備に関する法律や農地法等によって厳しい規制がされている現状を踏まえ、地方の意見を十分に反映し、地域の実情に応じた土地利用が図られるよう、是非とも前向きな検討をお願いしたい。

地方分権改革を進めるに当たっては、全国一律ではなく、地域の実情に応じて地域にふさわしい自治の形をつくることのできる自立したシステムを構築する視点が欠かせません。権限移譲に当たっては、地方の意見を十分に反映していただくこと、さらに、全国知事会、全国市長会からも要望がありましたが、国から地方へ権限移譲し、住民サービスを向上していくには財源が必要不可欠です。今後とも必要な支援をお願いしたい。

また、2000年の地方分権一括法以後、いわゆる法定受託事務と自治事務がそれぞれ区割りされて現在に至っています。それ以後、我々町村ではそれぞれの地域事情、特性に基づき、まちづくりはそのまちの住民または我々首長が主体性を持って実行することが前提となっています。条例制定権も併せて自治権を行使する機会が拡大されていることは事実です。そういう視点に立ち、政府または有識者会議で議論していただき、大いに地方分権改革の推進をお願いし説明を終わります。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、水本会長、よろしく申し上げます。

(水本議長) 全国都道府県議会議長会会長の、水本です。本日は、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

3点に絞ってお話します。

1点目は、地方議会の運営に関する地方自治法の改正についてです。地方自治法の改正に関し、機能強化のための改正として、昨年、通年会期制度の導入や議長への臨時会招集権付与などを実現していただきました。また、自主性の拡大のための改正として、議員定数の法定上限の撤廃や常任委員会の所属制限の撤廃などを実現していただきました。

こうした改正を受け、各地方議会では、更なる議会活性化のための改革に積極的に取り組み、早速、通年会期制を導入したり、常任委員会への複数所属を活用し、全員で構成する予算・決算委員会を設置している地方議会もあります。それぞれの議会が現行制度の枠組みの中で創意工夫を重ね、地域の特性に応じた議会機能が十分に発揮できるよう議会基本条例を可決するなど、議会の改革に取り組んでいるところです。地方分権改革有識者会議議員各位におかれても、引き続き議会活性化等に向け御検討いただき、御指導いただきたいと存じます。なお、都道府県議会議員の選挙区を条例で自主的に設定できることとする公職選挙法の改正の実現については、特段の御助力をお願い申し上げます

次に、義務付け・枠付けの見直しによる都道府県議会の変化についてです。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関しては、各議会もより住民のニーズを把握する必要があり、各議会のホームページによる意見募集や出前議会など、広報・広聴活動を強化しているところです。条例の審議に当たっても、各議会において、既に条例で定めた基準については、現場の実情を踏まえ、見直しの必要がないか、主体性を持って点検していくなど、議会の意見として執行機関にしっかり伝えていきます。

最後に、地方分権改革の成果と課題についてです。このほかにも、事務処理特例による市町村への事務・権限の移譲ができるようになった点、国と地方の協議の場が法制化された点など、地方分権改革の成果が上がっていると思っています。その一方、義務付け・枠付けの更なる見直しを推進するとともに、議会関係では、全国都道府県議会議長会がかねてから要請している議長への議会招集権の付与、議員の法的位置付けの明確化、地方議員が議決した意見書に対する関係行政官庁の誠実回答の義務付けなど、残された課題があります。これらの課題の解決についても、よろしくお願いを申し上げて、終わります。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、佐藤会長、よろしくお願ひします。

(佐藤議長) ただいま御紹介いただきました、全国市議会議長会会長の佐藤です。皆様方におかれては、日頃より地方分権改革に関して格段の御配慮いただいていることに厚くお礼申し上げます。また、本日はこの場にお招きいただき、さらに、発言の場をいただき、心より感謝を申し上げます。

先月の話ですが、全国市議会議長会の主な役員に対し、本日のヒアリングに関する調査を実施しましたので、その結果を踏まえて意見を申し上げます。

初めに、これまでの地方分権改革についてですが、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」に始まり、この20年間で機関委任事務制度の廃止や、国庫補助負担金制度改革、地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどにより、地方分権改革は着実に歩みを進めている、一定の成果があったものと評価しています。

特に、第2次分権改革における義務付け・枠付けの見直しに伴い、各地方公共団体が

地域の実情に応じ、条例により基準を設定できるようになったことは高く評価できるので、各市においては、公営住宅の入居基準や介護に係る地域密着型サービス事業の運営に関する基準などにおいて、独自の基準を制定するなど、住民サービスの向上が図られたと考えています。

また、地方議会制度改革については、地方自治法の改正により、議案提出要件や修正動議の発議要件の緩和が認められたことにより、議員や委員会からの政策的条例が増加傾向となるなど、議会の活性化も図られています。

一方、各地方公共団体では、定員適正化計画などの行財政改革を進める中で、職員の確保が不十分であることや、三位一体改革において大幅に地方交付税が削減されたことにより、地方への税財源の移譲が不十分であることなどが地方分権改革の取組の壁となっていると考えています。地方を取り巻く厳しい行財政運営を踏まえ、地方分権改革に伴う事務・権限の移譲に見合った職員の確保や税財源の移譲を図るべきであると考えます。

次に、今後の地方分権改革においては、更なる国から地方への事務・権限の移譲等を進めるとともに、都道府県から市町村への権限移譲についても、市町村の意向を十分に踏まえ御検討いただきますようお願い申し上げます。

あわせて、第30次地方制度調査会答申にも明記されていますが、いわゆる二重行政を解消するため、都道府県から指定都市への事務及び税財源の移譲などについても、可能な限り進めていただき、また、特別自治市など多様な大都市制度の改革を強力的に推進していただくようお願い申し上げます。

また、我々市議会の立場から申し上げますと、地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体による自己決定権がますます拡大していくことになるため、二元代表制のもとに、執行機関に対する監視機能や政策決定、政策提言などを行うことを通じ、地方自治の本旨の実現を目指したいと考えているところです。したがって、地方議会が住民の付託に応え、その機能を十分に発揮していくため、議会の自主性、自立性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方自治法をはじめとする諸規定の更なる見直しが必要であると考えます。改めて御留意いただきますようお願い申し上げます。私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、蓬会長、お願いします。

(蓬議長) 全国町村議会議長会の会長を務めています、香川県直島町議会議長の蓬清二と申します。本日は、このような発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

地方分権改革については、これまでの機関委任事務制度廃止等の取組を始め、地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議を開催し、義務付け・枠付けの見直しを含む第3次一括法を制定させるなど、政府の取組には改めて感謝申し上げます。

しかし、国から地方への事務・権限の移譲等や義務付け・枠付けの更なる見直しなど、

残された課題も多くあり、また、税財源の移譲は進んでいないという問題もあります。地方税財源の充実・確保及び都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲等を一体的に進め、町村がより自主的な地域づくりを行えるようにしていただきたい。

次に、議会サイドから見た地方分権改革の総括ですが、平成12年の「地方分権一括法」が施行されて以降、地方議会については、自由度の拡大と機能強化の観点から、法改正が順次行われてきているのは御案内のとおりです。こうした流れは今後も変わることなく続くものと考えていまして、一層の推進をお願いしたい。そういった意味で、地方分権改革が進む場合の展望として、議会がこれを受けとめ、対応していくための体制整備が必要であると感じています。

特に、町村議会の立場から、議会事務局体制の強化について申し上げます。町村の議会事務局については、昨年の調査結果では、一町村当たり平均で2.5人の職員数という状況です。こうした状況で日常の業務をこなしながら、議会開会時には会議の準備、あるいは議員への連絡対応など、これらの業務を始め、集中的に他の業務が重なってきます。最近では、住民のニーズの多様化に対応して、議会も住民の声を行政に反映させるために、議員自ら工夫を凝らしていろいろ取り組んでいますが、執行機関のスタッフと比べると、情報収集や調査研究といった面についてあまりにもスタッフ数が少ないと感じざるを得ません。特に、職員の数については、例えば、私の直島町の役場、議会では正職員1名と臨時職員1名のため、本当に1.5人という状況です。人事配置については、各地方公共団体の判断によるものですので、平成23年の自治法改正による議会事務局の共同設置という方法もあろうかとは思いますが、議会事務局の共同化というのはあまり実態にそぐわないと考えています。

そこで、現在、任意設置となっている町村の議会事務局を当然議会に附帯するものとして法律上明確にさせていただくとともに、議会事務局が議会運営を支える重要性を考慮し、その体制整備についても法律上規定願いたい。つまり、現行の議会事務局を「置くことができる」というのではなく、「置かなければならない」という趣旨の法改正をお願いしたい。

最後に、道州制の導入については、みんなの党と日本維新の会が既に法案を国会に提出していますが、現在、与党においても、道州制の導入に向けた議論が進められています。我々町村議会は、これまで住民自治の推進に逆行するものであり、導入に反対である旨の行動をとってきたところです。国民の間に、道州制導入の切実な声も、あるいは議論も起こっていない状況の中、今行うべきことは、現行の政治機構のもとで可能な限りの地方分権改革を進めることだと考えています。つまり、道州制導入の前に地方分権改革を進めるべきであると考えています。常々安倍総理も地方の再生なくして日本の再生はなしとおっしゃっていますが、こうした観点で、道州制はそぐわないと考えます。

以上が私の意見です。どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それぞれのお立場から、これまでの地方分権改革について総括をしていただいた上で課題を展望していただいたと考えています。何か御意見、御質問がございましたら。

森議員、どうぞ。

(森議員) 2点ありまして、1点は、先ほどから何人かの方の御発言にもありましたが、それぞれの基礎自治体は、体力も規模も直面している課題も違いますので、同じ事務について移譲を望まない団体と望む団体が出てきます。したがって、望む団体には国から直接市町村へ移譲、望まない団体に対応するために都道府県に移譲というような2制度になるということが十分予想できます。この点についてどう受け止めていらっしゃるのかということが1点です。

2点目は、自立的であるからには、自律的でもなければならぬわけです。移譲を受けたからにはあらゆる責任がついてきますので、法務能力を高めるとか行政執行能力を高めるといったことについて努力しろという意見が出たり、あるいは各方面から意見書など活字として出てきたりすることも今後の議論の中で予想ができます。この点についても、自らの反省も含めて御意見を伺わせていただきたい。

(神野座長) どうぞ。

(飯泉知事) 今、森議員が言われた二層制での移譲の件ですが、これはおっしゃるとおりだと思います。例えば、国直轄の河川あるいは道路の話についても、手上げ方式というのが一番うまくいく話だと考えます。例えば、中山間地域、過疎地域での運送の話がありましたが、これも積極的にコミュニティバスで実施したいという市町村には直接市町村に下ろしていただき、全体的あるいは複数で実施したいという市町村の場合には、都道府県がコーディネート役をすべきだと考えますので、この場合は逆に都道府県に下ろしていただく。こういった形での二層制で、そしてできれば手上げ方式で行う。これが恐らく最もスムーズにいくと考えています。

(神野座長) 後半の部分というか、第2の質問についてはどうですか。

(飯泉知事) おっしゃるとおりで、移譲された以上はしっかりとそれを行っていく、これは当然のことだと思いますので、逆に言うと、先ほどの二層制でまず手上げ方式になってきます。意欲のある地方は、より一丸となり、場合によっては行政機関だけというわけではなく、民間と一緒に、あるいは昨今ではNPOなどと一体的になって進めていく。例えば、本県のサテライトオフィスで有名な神山町は新藤大臣にもお越しいただきましたが、まさにそれが良い事例になり、逆に行政があまり表に出過ぎずに民間あるいはNPOの人たちが前面に出る、行政はバックアップをしていく、こうした形もどんどん進められると思いますので、是非手上げ方式もよろしく願いたい。

(神野座長) 石垣市長、どうぞ。

(石垣市長) 今の事務・権限の移譲等ですが、県に全部移譲した場合でも、なかなか我々が希望しても受けられないケースがあります。例えば、岡山県は15市あるのですが、15市揃わなければ事務・権限が移譲してもらえないということがよくある。だから、国か

ら移譲する時に移譲を受けたいと希望を出す基礎自治体には必ず移譲しなさいといった規定を設けてもらわなければ、なかなか県から事務・権限をもらえない。県によって違いますけれども、そういうことがあります。

(神野座長) ほかによろしければ、御質問、御意見がございましたら。

では、古川知事、どうぞ。

(古川議員) まず、感想を申し上げますと、議長会側から出た地方分権改革に対する意見の多くは、地方自治法に関するものが多いなという印象を持ちました。例えば、町村の議会事務局の制度については、確かに地方自治法に書いてあったということを改めて思い出しました。二元制になっているのは、今も規定が変わっていないと仮定すると、町村は議会を置かずに町村総会という方法で町村を運営していくことができるという規定が昔ありましたが、もう変わったのでしょうか。町村総会を開催する場合には、議会事務局というのがないということなのかと思いました。かつては都道府県の人口何万人のところは、部は幾つにしなさい、名前はこうしなさいという基準まで書いてありました。同様に、地方分権を進めるという立場から考えると、根本に関わるような部分まで細かく決めすぎているという感想を持ちました。

お二人の議長に、1人の議員としても何か事例があれば教えていただきたいのですが、直接住民と接してこられて、いろんな話を聞かれると思います。その住民からの要望の中で、これは確かにその通りだと考えられるのに、これは市の権限ではないとか、これは町ではどうしようもないということで、住民に自分たちでは何もできないという説明をしなくてははいけない。あるいは、これは県の事務だとか国の事務とって、できないことの言い訳をしなればいけないような場合は、どういった事例であるのか。道路のことなのか、保険のことなのか、どんなことなのかよく分かりませんが、そういった例をお持ちであれば教えていただきたい。

直島町は、今瀬戸内国際芸術祭を開催していらっしゃるんですが、アートの島として、住んでいる方は、地域の独特の景観や特色というのを感じているのではないのでしょうか。もしかしたら建築基準法や別の法律でこういうアートの作品を置いてはいけないなど、いろいろな制限もあったのではないかと思い、質問させていただきました。

よろしければお二人にお願いします。

(神野座長) 何か事例はございましたか。

(蓬議長) 直島町の場合は島のため港が多い。港も年月が経つにつれ壊れたり石垣が崩れたり、私も知識がないのですが、同様にやはり町民も知識がありません。この護岸、崩れているものは香川県が早く修繕すべきではないかとか、しかし、それは県ではなく町の海岸であるため、町の予算で修理しなければいけないなど、田舎では細かい話を聞くわけです。しかし、住民というのは、一番身近なことしか言わないというのが普通かもしれません。町民にそれぞれ詳しく分かりやすく説明するのが私たちの仕事ではないか。例えば、県港湾であれば、もちろん町の負担も多少はありますが、県が主に負担す

る工事であるとか、そんな説明をします。

また、今アートの話がありました。直島は瀬戸内海国立公園法に指定されている場所があります。そのため、勝手に木を伐採したり、建物を建てたりするのは規制されています。ホテルにしても、アートの施設にしても、3階以上の建物、ホテルなど宿泊施設を建ててはならないといった規制があります。しかし、何とかそういった規制などの壁を乗り越え、お陰様で、アートで有名な町になっていますので、皆さんも機会がありましたら直島へおいでいただきたい。

以上です。

(神野座長) 佐藤議長、何かありますか。

(佐藤議長) 御質問いただきましたが、実は、全国市議会議長会は812、これは市と東京23区で構成されていまして、一番大きな市が横浜市の370万人、一番小さい市が今四千数百人という北海道の歌志内市ですが、人口規模は大きく違います。個人的な意見ということですので、私の意見を言わせていただくと、横浜市は政令市ですので、どんどん権限、財源を移譲してくれと言っています。そんな中で、地域の方々から要望を受けて、ジレンマといいますか、我々に権限があったらいいと思うのは、まず第1点が警察関連の交通規制等です。警察は広域行政ですので、警察は県にあっていいものだと思いますが、交通関係については、例えば一方通行の基準がおかしい、この進入禁止をやめてほしいというような話は、やはり地域に身近な私達市議会議員がしっかりと受けとめ、それを行政に反映していくというのが一番正しい姿だと考えています。それ以外は急傾斜ですとか河川の改修、河川管理の問題も国、県、市となっていますので、私たちにそれも与えてくれたら我々はできるのにといい思いはありますが、それ以外は政令指定都市の場合はほとんどありません。

以上です。

(神野座長) どうぞ。

(渡邊町長) 共通する事項ですのであえて申し上げておきます。私どもがまちづくりをする際に一番ネックになるのが、自分の町でありながら自分たちのまちづくりができないこと。これが一番住民側に、「町長、なぜできないのか。」と言われる所以です。それは一般的に言われているように、都市計画法の問題、農地法の問題、今言った交通システムの問題や、道路公道基準法の問題など、いろいろな問題がまだ制約を受けているからです。特に私どもが町の都市計画プラン、都市利用計画を定め、住民にそれを情報開示し説明をしておきながら、例えば都市計画に基づく市街化区域とか調整区域があった場合には、プラン及び計画と、権限の行使がされないという矛盾が実体的に表れてきます。なぜここに家を建てられないのかと。他のところはちゃんとやっているではないかという思いがある一方で、制約があります。

今は権限移譲がされて許可権限になっていますが、あえて県の有識者会議や、または専門委員会を経ないと市町村に下ろしてはならない、つまり、市町村へ許可をしては

ならないという関与が実際にはある。これは全ての都道府県とは限らないと思います。農地法の関係も提案をされていますが、依然として農業会議所の関与があったり、権限移譲はされているが、都道府県等による関与のため、实际的にまちづくりの個性や魅力を深めていくための住民要望に対して応えていけない実態があるのです。その辺を御理解いただきたい。

(神野座長) ありがとうございます。

他はいかがでございましょうか。

どうぞ。

(石垣市長) 先ほどもお話ししたのですが、都市計画区域と農地は関連していますが、制度が別々であるため、虫食い状態になります。しかし、農地については議会でもできません。これらを整理しなければ、都市計画できないので、その辺は是非市町村に任せたい。本当に困っております。

以上です。

(神野座長) 柏木議員、どうぞ。

(柏木議員) 今日はお忙しい中御説明いただきまして、ありがとうございます。

少し抽象的な話になりますが、地方分権改革をこれから推進していく中で、住民参加をどう促していくのかという、住民参加型で分権を進めていく必要があるということ、をヒアリングの中でも何人かの方から御発言をいただいております。もちろん行政の主体としての行政組織の努力もあると思いますが、行政組織は技術理解の役割が大変大きいのではないかと考えています。

例えば、住民参加が進まない理由の一つが、先ほどの古川議員の御質問のように、身近なことであれば関心はあるけれども、いわゆる全体の運営に対しての関心度が低いということはもちろん先にあり、本当に聞く側の住民にその意識があるかという問題もあるのですが、そもそも何が行われているかという可視化をどう進めていくのかということ、情報を提供する行政側が努力をどこまでするかということのも大変大きな問題だと考えています。私の拙い知識でもこの間、各地方議会の中でも通年の開催であるとか、いろいろな御努力をされているというのはお聞きしているのですが、1つは議会の立場として、住民に対してアカウントビリティといいますか、情報を提供する上で、この間、いろんな取組で効果を上げてきているというようなことがあれば教えていただきたい。

更に言うと、もっと大きな全体の動きに変えていく上で、議会に限らずこういう活動をしていくことが議会の立場から見ても必要ではないかと考えていることがあれば教えていただきたい。

(神野座長) どうぞ。

(渡邊町長) 今の問題ですけれども、これは地方分権改革にも関係すると思います。2000年以降、全国で条例制定が普及してきたことが一因です。これは3点セットと私は言いますが、一つは、自治基本条例。私の町はまちづくり基本条例というのに取り組んでい

ます。それに関係して、住民参加条例、それと情報公開条例を3点セットと言っています。この3つの条例の中で住民のニーズを反映させる。我々の首長としての責務や町民の責務を条例で制定しながらコミュニティーを大事にして住民のニーズを反映させています。具体的には条例制定に必要な委員会や協議会を設置して対応しているというのが現状です。

その中に先ほど申し上げた例えば土地利用の関係とか都市計画の制限や問題などが、どうしても出てきます。それを解決し、分権という形の中に反映していかないと、魅力ある、また個性的なまちづくりが保障されないと考えます。

そういう意味で、それぞれの市町村サイドが、せつかく基本条例があり、参加型条例があり、コミュニティーや住民のニーズを反映させながらまちづくりを共有しているにもかかわらず、前述の制約があると、せつかくの住民のニーズが行政に反映されてこないというのが事実ですので、現状を理解していただければありがたいと考えます。

(神野座長) どうぞ。

(水本議長) 議会の中でどのような効果があったかという話ですが、先ほど申し上げました一連の改正が契機となりまして、議会の在り方について、都道府県議会では議論が活発に行われるようになってきたというのが現実です。

議会基本条例の制定や、政治活動の透明化等の努力につながってきています。実際、常任委員会の開催日数、議会開催の日数も増加しています。審査日数の増加に伴い、逆に参考人としていろんな団体の関係者を招聘するなど、話を聞く機会も増えています。地方分権改革の良い部分の芽は出てきつつあると理解していますし、小さなことでも皆で協議ができるようになってきたのは良いことではないかと思っています。

また、地方自治法をどのように改正したらいいのかという議論もその次にあり、全国都道府県議会議長会から要請をしているのですが、真の二元代表制を実現するため、まずは議長への議会の招集権の付与をしていただきたいと思います。

もう一つは、議員の法的位置付けの明確化、つまり、議員の職務・職責をはっきりしていただければありがたいと考えています。

最後に、関係府省庁へいろいろな意見書を提出するわけではありますが、回答がほとんどないのが現状です。誠実回答を義務化していただき、その答えをいただければ、例えば国へ要望をしたらこのような回答をもらいましたと、議会広報等ではっきりと周知できるわけです。回答の文書にもないというのも困るので、この場をお借りしてお願いしたい。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

どうぞ。

(佐藤議長) お答えになるか分かりませんが、私どもは9月に実態調査をしていまして、その結果から話させていただきますと、政策条例等々の議員提案が93市134件、これは

平成24年1月1日～12月31日までです。委員会提出によるものは24日で23件出ております。内容は様々ですが、例えば中小企業振興基本条例や、議会基本条例などがありますが、そういう条例をまず制定するための素案を作るに当たっては、案を作った段階で市民など、様々な立場の方に意見をいただくようにしていますので、市民の方々にしっかりとお伝えをしていこうという努力はしているつもりです。

また、ネット社会になった現在、横浜市の常任委員会もインターネット中継をすることによって多くの市民の方に議会というのを知ってもらおうという取組をしています。また、効果があるかないかというのは定かではないですが、議会の各会期の開催日程を入れた周知ポスターを今回から始めたのですが、多くの市民の方、特に若い方に興味を持ってもらおうということで、今回の第3回定例会は、横浜ということで『赤い靴』を入れて、横浜に住み続けたいという市民意識調査の中でのパーセンテージを入れ、まずはなんだろうと目を引いてもらおうとしました。本日、見本を見せてもらいましたが、12月の第4回定例会に向けて作成したポスターは、重量挙げのバーベルを上げている人がおりまして、その片方に大きいウエイトがついていて、そこが4万3,000人、もう片方が2万1,000人となっています。これは、横浜市の市民議員1人当たりの市民の数が4万3,000人となっているということです。もう片方の2万1,000人というのは、政令市の平均で言うと2万1,000人ということで、市民の方々に理解をしてもらって、まず興味を持ってもらおうという取組を今行っているところです。効果があるように今後頑張っていきたいと考えています。

以上です。

(神野座長) どうぞ。

(飯泉知事) 今話があったように、住民参加の可視化、この場合にはSNSの活用は絶対に必要だと考えます。そして、どの世代、こういった対象に対して情報を発信するのか、これもSNSの機能に応じて対応していけばいいと考えます。徳島の場合は、議会中継はケーブルテレビで、日本で一番普及率が高く、普及率は88.9%です。そうすると、途端に県議会で話題となったものが全部県民に伝わっていく。これはまだ本会議中継での質疑のみです。テレビ媒体やSNS、こうしたものの活用が先ほどの可視化、そして我々としては分権を進めてきたということをPRする場合でも非常に有効だと考えます。直接1対1でいくというのが重要だと思います。

(神野座長) ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、まだまだ意見交換させていただきたいと思っておりますが、時間が押してしまっていて、大変恐縮ですが、この辺で打ち切ります。大変お忙しい中を六団体の皆様方に御参加いただきましたことを深く感謝申し上げます。次第です。

可能な限り私どものほうで咀嚼^{しよく}しながら御意見を活かしていきたいと考えています。どうもありがとうございました。

(地方六団体関係者退室)

(神野座長) それでは、どうもありがとうございました。本日予定していましたヒアリングはこれにて終了いたしますので、冒頭申し上げたように、第2番目の議題、「国から地方への事務・権限の移譲等について」に移ります。既に今回の会議でも様々なところから提起されています、農地制度に関する課題について、前回の会議においても今回のこの会議で今後の進め方について議論させていただくということをお願いしました。

私から、農地制度に関する今後の進め方に関して提案いたします。お手元の資料5を御覧ください。「農地・農村部会の開催について(案)」です。

見ていただければお分かりのように、「農地・農村部会」という専門部会を開催したいという提案です。趣旨については、地方分権改革推進委員会以降と書いていますが、農地転用に関する事務・権限の移譲などについては、地方団体からも非常に要望の強いテーマです。地方分権改革推進委員会でも権限移譲あるいは国協議の廃止等々の勧告がされているわけですが、その後、進展は見られないというか捗々しくない状況です。これまでの有識者会議でも様々な場面で議論、問題提起や御議論を頂戴していますし、また、学識経験者のヒアリングに関しても、農地関係の権限移譲の必要性が指摘されているところです。しかも、前回の会議で古川議員から、3団体がまとめられた農地関係にかかわる支障事例等々の御発表があり、すでに御退席ですが、森議員からも農地関係については時間を取って検討すべきだという御発言がありました。

こうしたことを踏まえ、お手元の資料5にあるように、農地転用に関わる事務・権限の移譲や規制緩和等々をテーマとする新たな専門部会を開催することを提案申し上げます。専門部会の名称は農地・農村部会と「農村」を入れているのは、農地制度の見直しと合わせて、農村の活性化も視野に取り込む必要があるという問題関心からです。そういう農地・農村部会を開催したいというのが私の提案ですが、いかがでしょうか。御意見を頂戴できればと思います。

どうぞ。

(後藤議員) 皆様が農地の問題に関しては御指摘をされているので、この問題について検討を進めていくというのは大変重要だと考えます。主な検討項目として農地転用にかなりフォーカスを当てて議論をするような印象を持ちますが、農地転用だけではなく、広く土地利用全体をにらんで、都市計画法を含めた土地利用全般について考えていかなければいけないと考えます。

例えば、今、ヨーロッパではシティプランニングやタウンプランニングという言い方をせず、スペーシャルプランニングといい、都市と農村を一体的に計画することが一般化されています。すなわち、都市が農村に対して攻めていくような開発圧力が生じていた時代は、いかにそこに大きなくさびを打ち、グリーンベルトで都市を包み込むような分け方が重要な土地利用の考え方でしたが、これからは都市と農村を一体的に計画の対象としようという流れになっています。前回のヒアリングの際も、中井先生より土地利用関係法を統合し、都市も農地も一体的に扱ってはどうかという意見が出ました。また、

そこに戦略的な考え方を導入しなければいけないということをおっしゃっていたと思います。中井先生の意見も踏まえ、少し広めの議論、都市と農村が良い点をお互い対等に補完し合うような関係を取り戻すことを議論しつつ、具体の最大のネックになっている農地転用の権限移譲などについても併せて議論するような複眼的な視点が必要だと考えます。

専門部会の名称に「農村」を入れたのは非常に良いという感想を持ちました。

(神野座長) ありがとうございます。ここでも西尾先生などからも統一的な御提案をいただいておりますので、視野に含みながら、ただし、タイムプレッシャーや日程の都合もあります。問題意識は広めにとりながら、かつまとめにあたっては少しフォーカスし、タイムプレッシャーとの関係でどこまで議論できるかということに絞りたいと思います。先ほどから出ている農地転用の問題は、地方分権改革有識者会議でもずっと共有している問題・関心だと思っていますので、念頭に置いて進めたいと思います。

他いかがでございましょうか。

どうぞ。

(谷口議員) 前回の資料を拝見しても、農地転用の支障事例等、非常に勉強になりました。その中で非常に損失があるのではないかと感じました。つまり、もし虫食いの的に統一性が欠ける状態の中で農地が放っておかれたり、あるいは減反政策の中で全てが有効に活用されているわけではない土地を住宅、宅地として開発することができれば、人口が増えたかもしれない。商業地域、あるいは工業用地に使うことができればこれもまた人口増が見込めたかもしれない。「たれば」の話になってしまいますが、そういう計算、つまり、こうすればもっと無駄が削れ、あるいはプラスが生めたという計算を詰めていき、全国的な計算ができれば非常に大きな金額になるのではないのでしょうか。

今日感動したのは、聖籠町の資料の中で、移譲された際のメリット、デメリットが具体的に示されているなど、地方公共団体でイメージできていた点です。また、古川議員が提出した資料を見ると、一つ一つの事例の背景にメリットとデメリットがあると感じました。そのデメリットの中で、例えば、申請から回答が得られるまで2年間かかった。2年間かかっているうちに、その土地で相続手続きが生じてしまい、話がなくなったというようなことが積もり積もると損失があるのではないのでしょうか。こういう試算というのは「たれば」かもしれませんが、タイムプレッシャーとの関係で農地転用だけの議論になってしまうかもしれませんが、もし可能であれば、ある地域に限ってでも試算すると、その人口規模のところが全国どれくらいあるかというかたちでシミュレートできると考えます。そうすると、全国でどれくらいの損失が生じているのか、あるいはこうすれば、ここを緩和するだけでもこれだけのプラスになるという計算ができます。あるいは、もうされているのかもしれませんが、そういうことを織り込んでいくと説得力が増すのかなと感想を持ちました。ありがとうございます。

(神野座長) ほかはいかがでましようか。よろしいですか。

どうぞ。

(白石議員) 私は決して渡邊町長と打合せをしたわけではないですが、これまで私が申し上げてきたことを最後の締めくくりでおっしゃってくれましたので、今、座長がおっしゃったように、農村の土地利用の問題については、もう少し突っ込んだ議論が必要かと思えます。別途、専門部会を設置していただければと考えます。

(神野座長) それでは、頂戴した御意見に関しては、専門部会で検討を進めるということによろしいでしょうか。

それでは、資料5「農地・農村部会の開催について(案)」について、専門部会を設置することで御了承いただいたということにさせていただきます。

専門部会の長及び構成員は、有識者会議の座長が指名するということになっていますので、事前に大臣にも御相談した上で、指名するということにしておりますので、この専門部会の構成員の名簿を御覧ください。

構成員については、小田切徳美明治大学農学部教授。こうした問題についての第一人者と言えらると思います。あと、柏木斉議員、小早川議員に御参加いただきます。次に、行政学を専門とする一橋大学の辻琢也教授。そして、毎日新聞の論説委員でいらっしゃいます人羅格論説委員に御参加いただくということにし、有識者会議議員から2名、外部から3名の委員に専門部会の構成員として御参加いただくということにしています。

私の指名ということで、これで御了解いただいたということにしたいと思えます。

私の不手際で時間をオーバーしていますが、本日の議論はこれにて終了します。最後に、新藤大臣から一言お願いします。

(新藤大臣) 長時間の御議論、本当にありがとうございました。本日は地方の現場からの貴重な御意見をお伺いすることができ、非常に参考になりました。これでヒアリングは3回目で、もう一度ヒアリングがありますが、「地方分権改革の総括と展望」について引き続き調査・審議を進めていただくとともに、革新的な結論が導き出せるように期待をしたいと思います。

農地制度については、専門部会を設置しました。既に2つの専門部会を開催し、結論を得ております。本当に先生方の精力的な御参加に感謝を申し上げたいと思えますし、是非この専門部会で議論を進めて、新たな提案を出していただきたい。

農地について、地方において人口が減少していき、過疎化が進む中今後のことを考えると、農業自体をもっと活性化させ、その地域の自立の問題を解決しないと、土地利用規制をどのようにしようとも使う人がいないということになります。

農業を活性化させるためにどういう工夫が必要か、また、後藤先生がおっしゃるように都市の規制と農地の規制をどう融合させていくかという観点も必要だと思います。まずは、目の前の課題として農地転用に関する議論が必要ですが、次の点を見越して考えていかなくてははいけません。

今回の地方分権の総括と展望では、論点を整理した上で、こういう議論は必要だとい

うようなものを是非提案していただきたい。ただヒアリング結果をまとめるだけではなく、この有識者会議のメンバーで、このような展望もあるのではないかとといった提案も打ち出してもらえると、新しい結果が出せるのではないかと期待しています。

今までこのような形の議論はしておらず、個別の議論と総論とが混ざっていて、結局何も進まないということがありました。このため、調査審議を行う地方分権改革有識者会議と、その議論を踏まえて決定する地方分権改革推進本部に分けました。早速、すばらしい成果を出しつつあるということで非常に喜んでおります。引き続きよろしく願いします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれにて終了しますが、次回は11月1日、金曜日に開催する予定ですので、御承知おきください。

なお、本日この会合については、別室にて私から記者ブリーフィングを行います。

では、本日はこれにて有識者会議を終了します。夜分遅くまで御参集いただきまして本当にありがとうございました。

以上